



30 高医薬第 1296 号
平成 31 年 1 月 16 日

高知県病院薬剤師会長 様

高知県健康政策部医事薬務課長



ナルメフェン塩酸塩水和物の使用に当たっての留意事項について

日ごろは、本県の薬務行政の推進にご理解、ご協力賜り感謝申し上げます。

さて、平成 31 年 1 月 8 日付けで厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課、厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課及び厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課より通知がありましたので、別添のとおり写しを送付します。

ナルメフェン塩酸塩水和物（販売名：セリンクロ錠 10mg。以下「本剤」という。）については、平成 31 年 1 月 8 日付けで「アルコール依存症患者における飲酒量の低減」を効能又は効果として承認されました。

本通知では、本剤の投与に当たってはガイドライン等の情報に留意し、診断、治療目標の設定及び心理社会的治療の実施を含むアルコール依存症治療の全般が適切に実施されている必要があり、アルコール依存症の治療に本剤を使用する際の要件及び注意事項については、添付文書及び医薬品リスク管理計画に記載されている事について示されています。

つきましては、貴会会員へ周知していただきますようお願いいたします。

なお、本通知は当課のホームページ (<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/132101/>) にも掲載しておりますので、併せて周知いただきますようお願いいたします。

問い合わせ先

高知県健康政策部医事薬務課

濱田、平松

〒780-8570

高知市丸ノ内 1 丁目 2 番 20 号

TEL 088-823-9682

FAX 088-823-9137